

第57回全国知的障害福祉関係職員研究大会「鹿児島大会」
「未来へ！！福祉の力と共生社会」

第6分科会「思いをかたちに」～豊かな生活をおくるとのこと～

「相談支援専門員が創る豊かな生活」

かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク相談役
日本知的障害者福祉協会相談支援部会副部長 富岡貴生

本日の予定

- I 豊かな生活をおくることについて
- II 相談支援専門員の役割
- III 地域への展開

I 豊かな生活をおくること

皆さんが生活している中で、豊かな生活がおくられていますか？

どんなときに豊かさを感じますか？

日常生活場面において、楽しいこと、悲しいこと、嬉しいこと、辛いこと、面白いこと、嫌なことなど、いろいろなことを感じながら生活していますが、「豊かさ」は常に感じるものでしょうか？

生活の中で「豊かさ」を感じる時

- 休みの日に大好きなものに囲まれてのんびりした時間を過ごす
- 時間に余裕がある時に予備暖房をして、バスタブにたっぷりとお湯を張り、温泉のもとのコレクションの中から今日の気分にあうものを選んで入浴するとき。
- 休日に家族全員で食事をするとき。
- 日当たりのいいリビングでソファーにすわって、音楽を聞きながら読書しているとき。
- 掃除、インテリアもいつもの掃除に一手間かけて丁寧に拭いたり磨いたり、季節に合わせた飾り替えができるとき。
- 新たなレシピに挑戦したり、新しい食材、キッチンツール、食器を取り入れたり、家族も喜んでくれ、自分も充足感を得られる。
- 自分で選んだインテリアに囲まれて、大好きな音楽を聴きながらお酒を飲むとき。
- 週末に、エステに行ったり、ネイルをしたり自分へのご褒美ができたとき。
- 部活で活躍したとき

豊かさの背景にあるもの

- **自分で考え抜いて**、そして頑張って購入した自分の家で、好きなことをしているということが、この豊かさのベースにある
- 日々の生活はお弁当作りから始まり子供を寝かしつけるまでの日課をこなし、一日の汚れや室内の乱れを現状復帰することで**精一杯**。
- **時間や心の余裕**によって生まれた贅沢。
- 仕事を**頑張ったあと**。
- 仕事や家事の**疲れを忘れさせてくれる**。
- 雨の日も**毎日素振り**をしている。

「楽しい」ことは「楽」ではない

①生活の安定

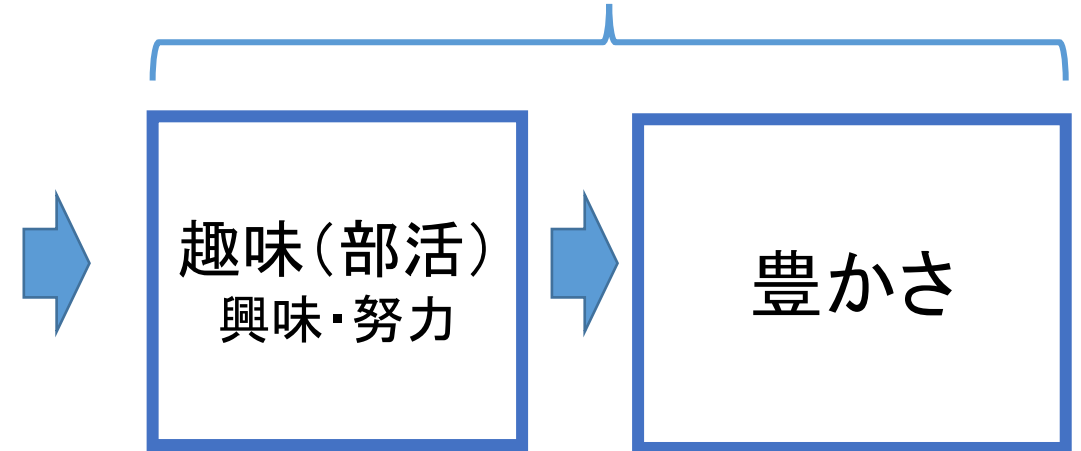
生理的欲求→安全欲求→社会的欲求→承認欲求



「楽」ではない

②生活の質

自己実現の欲求



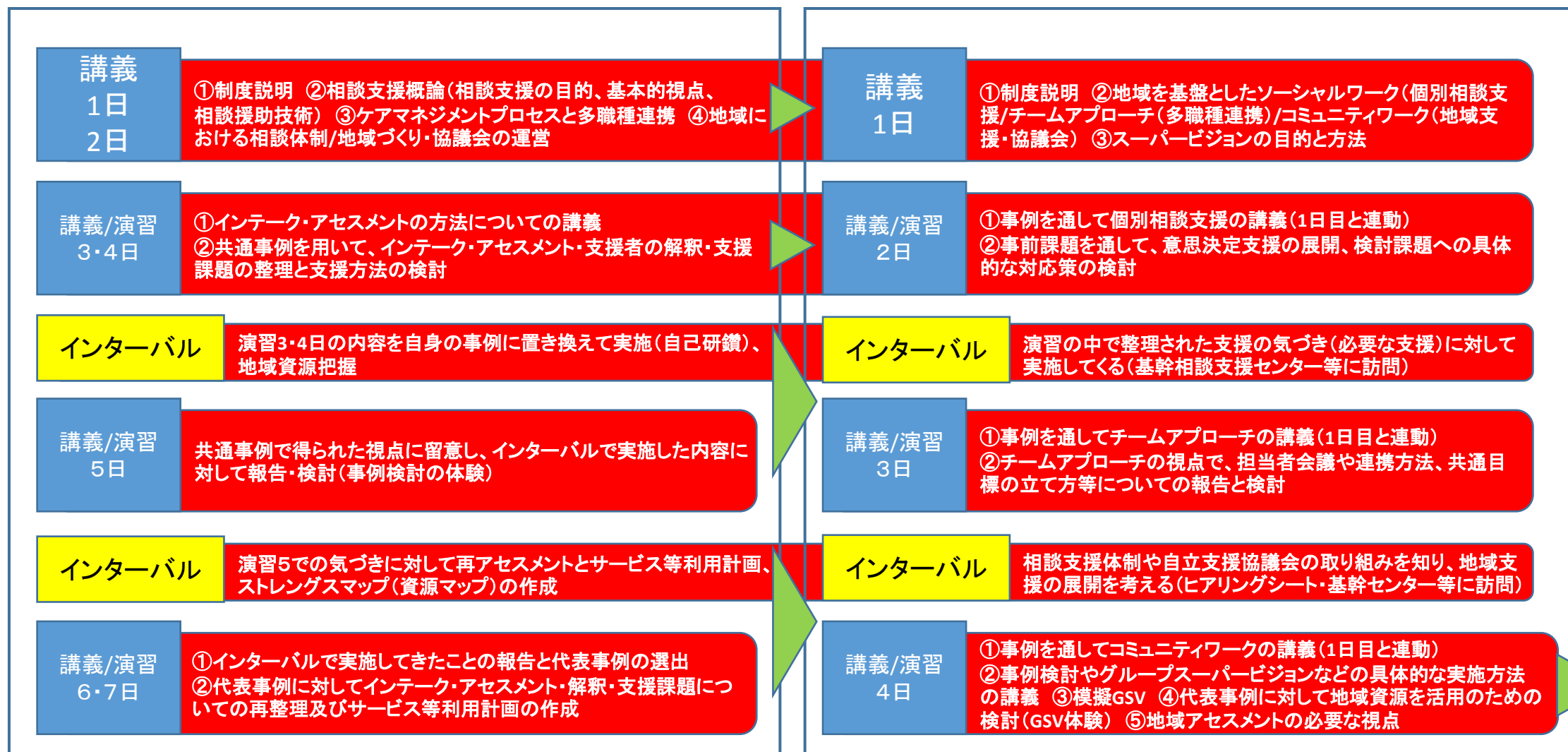
「楽しい」

③豊かさを感じる心

Ⅱ 相談支援専門員の役割(豊かな生活をおくるために)

福祉サービスを利用しながらも、地域で
安心した生活が送れるよう支援する

法定研修(新カリキュラム)の構造



主任相談支援専門員研修へ

相談支援専門員とサビ児管との連携

生活の安定 → 日々安心して生活できること

相談支援専門員

- 就労したい
- 日中活動
- 自立(GH等)

- 衝動性
- 暴言、暴力
- 対人緊張
- 希望がない

サービス等利用計画

福祉サービス

サービスでは解決しないニーズ

個別支援計画

①どのようにかかわるか(支援・連携)

②福祉サービス利用の中で満足を得るか(意思決定支援)

利用者のニーズの発生はさまざま

疾病→不適応行動等⇒

障害→不適応行動または希望等⇒

葛藤→不適応行動等⇒

葛藤→疾病→不適応行動または希望等⇒

障害→葛藤→不適応行動または希望等⇒

疾病→障害→葛藤→不適応行動または希望等⇒

社会は対人関係の総体であり、人は一人で孤立して存在しているのではなく、人間関係の中で存在していることから、ある行動(問題)は、社会の中で、人間関係の中で問題が顕在化される。ある意味で問題行動は、人間関係の中で生じて、問題行動として認定される。

ひとりにひとつの診断名

- : 無断外泊・教育実習生に対して威嚇行為を繰り返す **中軽度知的障害者**
- : **母親の死を受け入れられずに**無断外泊・教育実習に対して威嚇行為を繰り返す **中軽度知的障害者**

- 診断名は、個別性を排除してしまう
- 支援は、個別性に基づき行われるもの
- 相手の状態の特性を病気(障害)に置き換えるだけでは、その目的の半分にも達していない。
(方法としての面接より抜粋、一部加筆)

信頼関係の構築

1. 適切な関係

職業的関係であって、私的関係/友達関係ではない（良い関係とはお友達のようになることではない）

2. 対等の意味

人格的には平等であっても、役割や立場において、対等ではない（人として平等だから、尊重する、受け入れることが大事）

3. 信頼関係

- ・言葉では表出されない気持ち、想い

利用者：（職員に）分かって欲しい

職員：（利用者の気持ちを）分かってあげる

利用者：（職員に）分かってもらえた

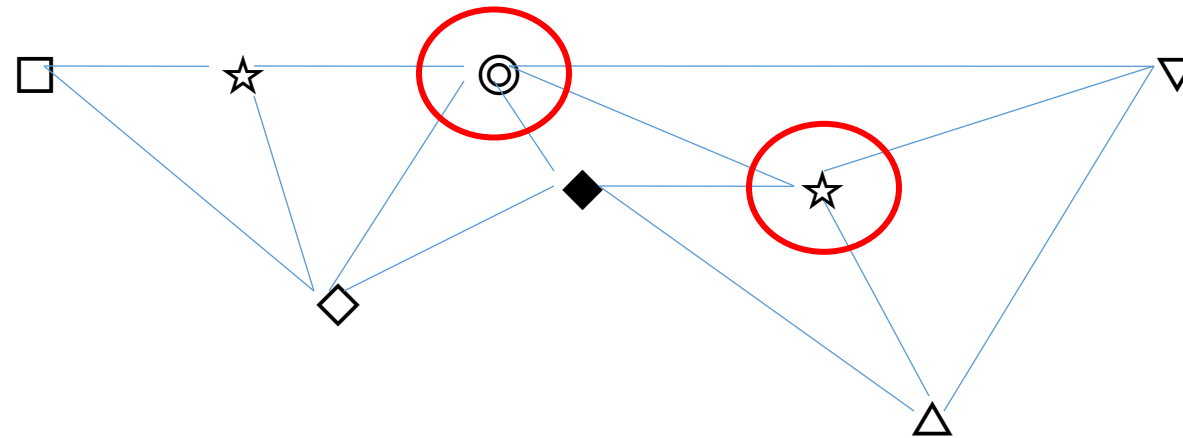
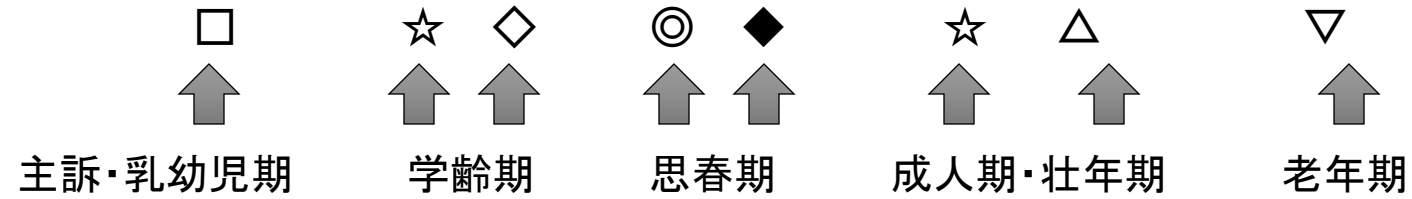
【相談員は】相手の気持ちを感じ取り（相手の気持ちと同じ気持ちになる、又は想像する）、職員が利用者の気持ちを咀嚼、消化して返す

【利用者は】自分の気持ちを汲み取ってもらえた。このやりとりがあることで信頼関係が生まれる。

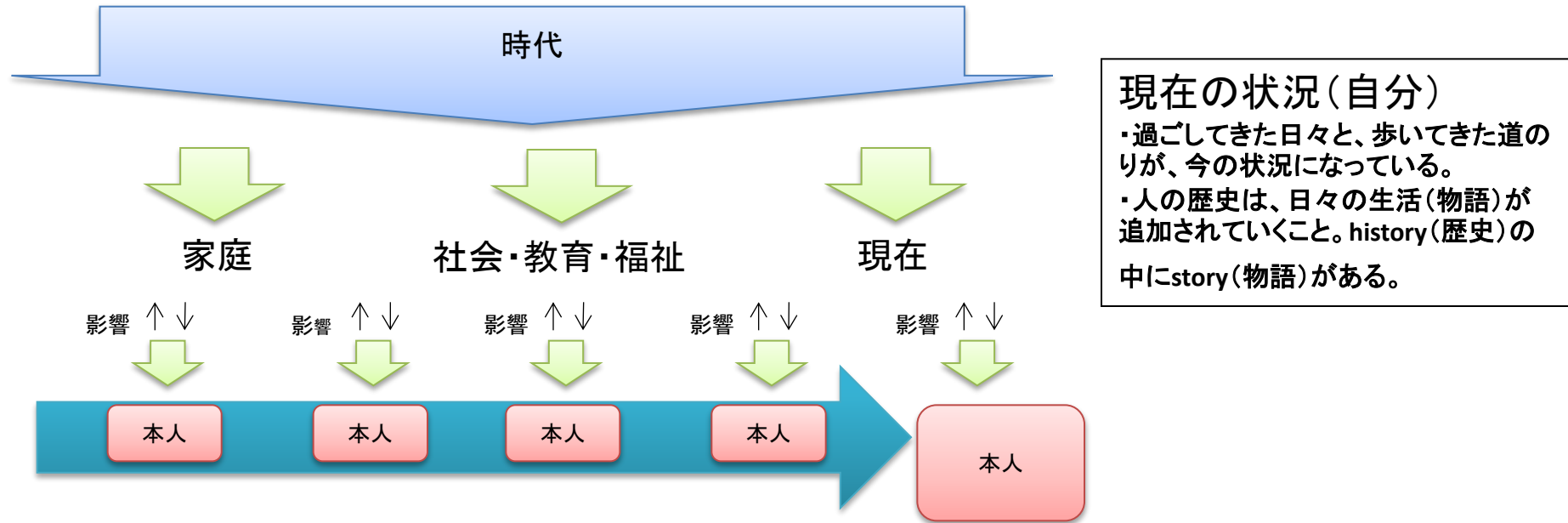
アセスメントを丁寧に行う

- アセスメントの目的は、利用者を理解するために行うものである。
- 理解するためには、心理検査や面接から得た様々な情報(生活歴・家族状況・社会生活環境・直面している課題等)から、利用者を多角的な視点で捉えることで、利用者が抱える問題(社会環境も含む)との関係を理解する。
- このアセスメントによって、職員の主観のみに基づいた理解に陥ることなく、利用者を客観的に理解することが可能となる。

利用者の行動を生活史から紐解いていく



利用者を理解するということ



生活歴(ストーリー)を聞くことは、性格形成を理解することになる

- ・人生上の出来事(ライフイベント)
 - 重要人物との出会い・別れ、家族関係、友達関係、失業、経済的損失・虐待・疾病、環境、etc
- ・問題点の発生とその前後関係の吟味(前後関係の確認と因果関係の推測)
- ・人生上の出来事に内存する葛藤の洞察

情報入手の方法(アセスメント)

- 主訴を端緒にして、これがあるには他にもあるだろうと考えながら質問していると、他の課題が見えてくる。
- 例えば、「これはどうですか」と聞いたら、ある時から「これとこれもあれば、おそらくこっちもあるだろう」と頭の中で想像ができる人なら次の質問もでき、情報が増えていく。しかし、質問ができなければ1個か2個しか情報は入らない。
- 支援者はどこかで頭の中で仮説とか探りを入れながら聞く**能動的なプロセスが働いていないと情報(課題)が得られない**。情報を得るのは支援者の能動的(自ら働きかけること)な行為。

情報の整理・統合の方法(アセスメント)

- 情報を得たら、情報同士を統合しながら課題を把握していく。
- 主訴(困ったこと、相談理由)を端緒にして、それに関連する課題、あるいは困っていることが同じでないことを理解しながら整理する。
- 情報の整理・統合の試みは、全部情報が集まったら整理・統合するのではなく、面接(介入)ごとに情報を整理・統合しながら、更に次の面接(介入)での情報を加えていく。
- 面接後(介入後)に、エコマップやジェノグラム等に情報を加え、整理・統合する。

①どのようにかわるか

疾病→不適応行動等⇒①医療

障害→不適応行動または希望等⇒②福祉サービス等

葛藤→不適応行動等⇒③葛藤の理解と不適応行動への支援

葛藤→疾病→不適応行動または希望等⇒③→①→②

障害→葛藤→不適応行動または希望等⇒②→③

疾病→障害→葛藤→不適応行動または希望等⇒①→②→③

不適応行動への支援は、問題行動のみに着目し、その改善を図るべく、その都度、注意・指導し、「もうしない」と約束させることはよくあることで、必要でもあるが、それだけでは改善の目標が達成できることは少ない。利用者の行動に振り回されてしまうことでこのような支援になりがちのため、まずは相談支援専門員はサビ児管とともに葛藤の背景にあるものの理解を深め、時間はかかるが、たがいに連携しながら焦らずじっくり関わっていくことで改善していく。

②福祉サービス利用の中で満足を得るか(意思決定支援)

- 津久井やまゆり園の実践を通して意思決定支援の展開を紹介します。
- 相談支援専門員、サビ児管や支援員が日々迷いながらも、利用者の意思を尊重した支援を提供しています。
- また、神奈川県を担当職員もサポートしています。
- ここでは、神奈川県が作成した資料をもとに、一部追加して説明します。

① 日常生活における場面

サービス
管理責任者

支援員

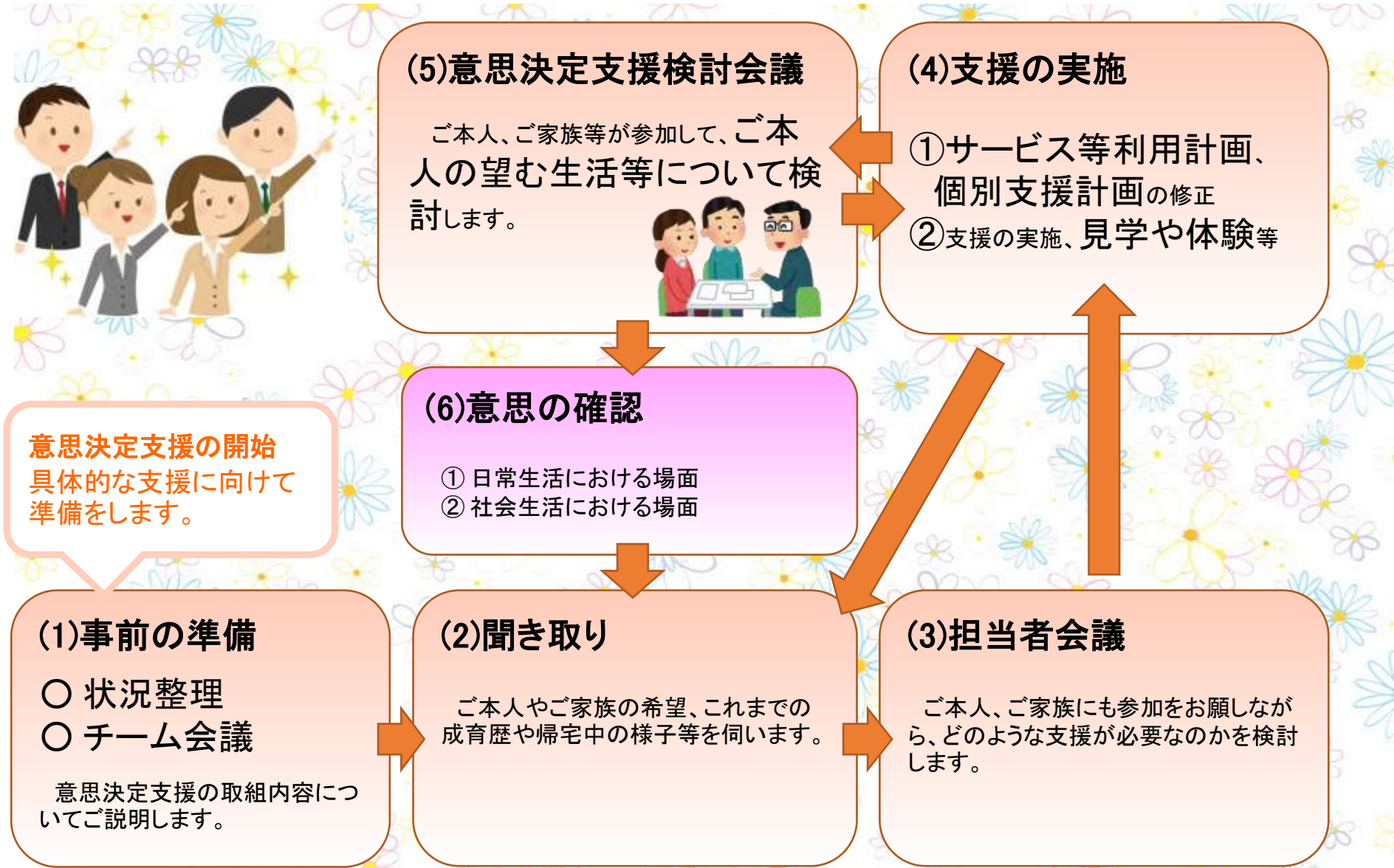
例：食事、衣服の選択、外出、排せつ等の
基本的な生活習慣に関する場面や複数用意
された余暇活動プログラムへの参加

② 社会生活における場面

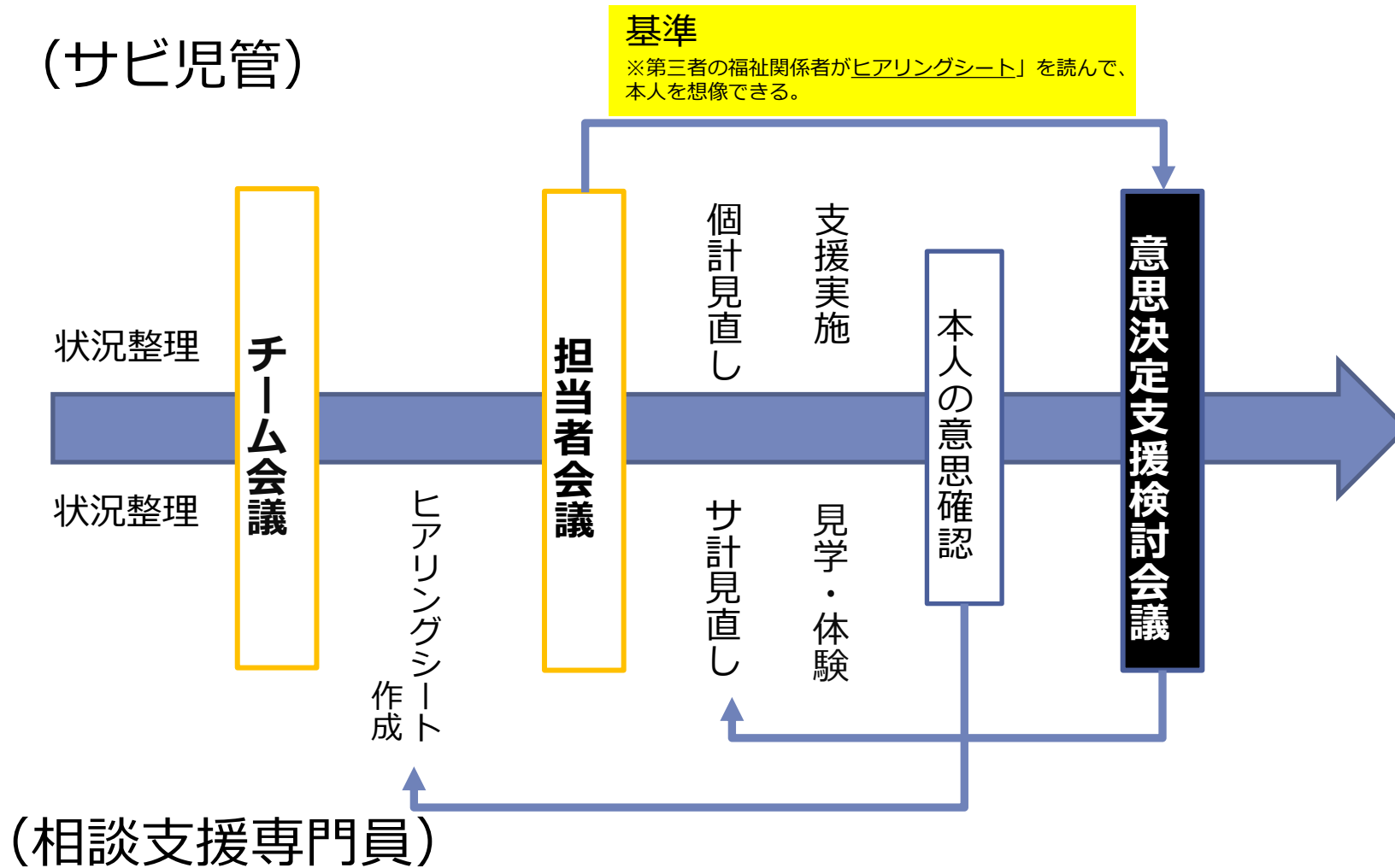
相談支援専門員

例：住まいの場を移す場面、住まいを変え
たり、一人暮らしを選ぶ場面。

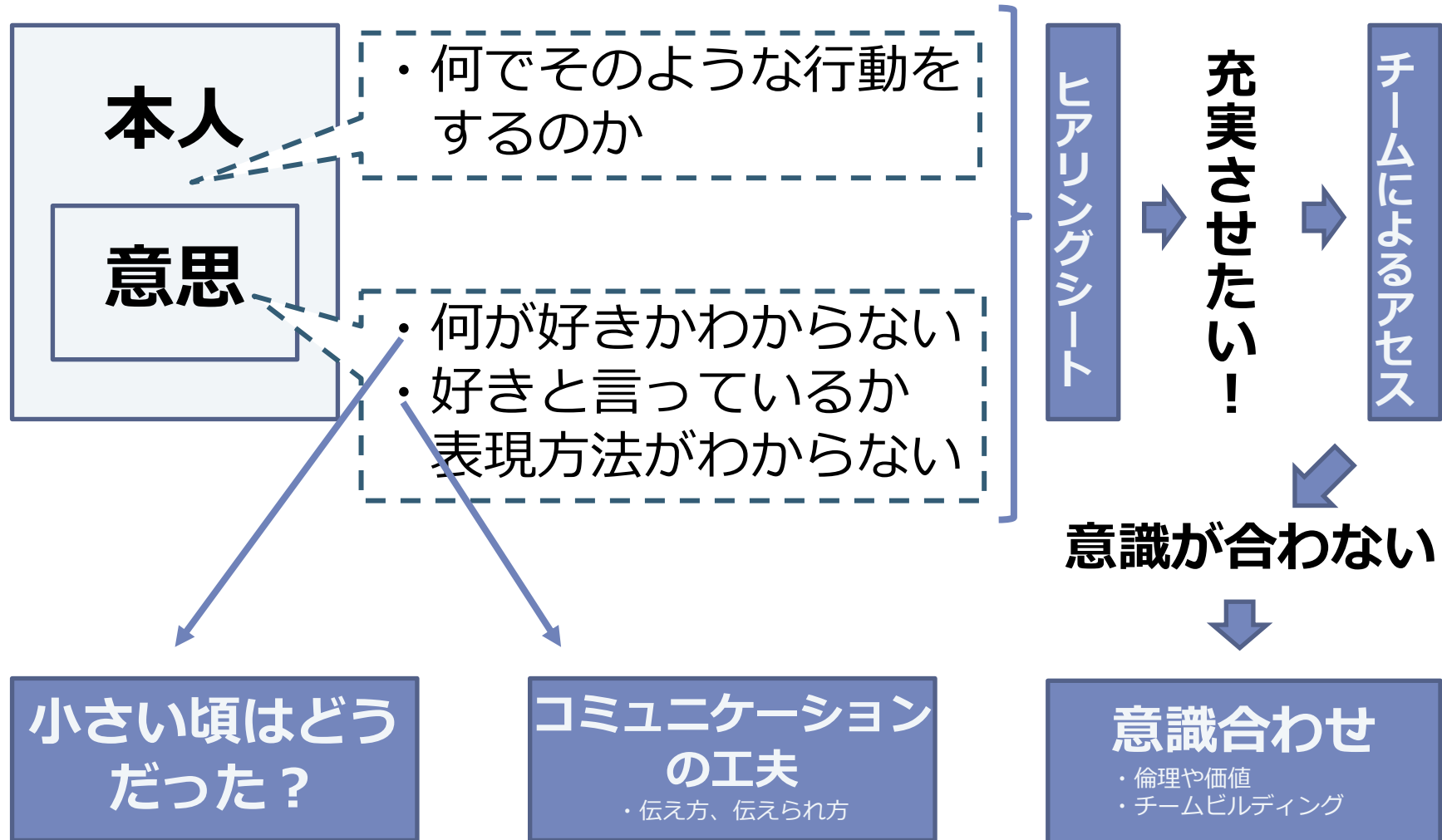
意思決定支援について＜基本的な流れ＞



意思決定支援のプロセス



意思決定支援に必要なことを理解する



手掛かり・ヒアリングシート（アセスメント）

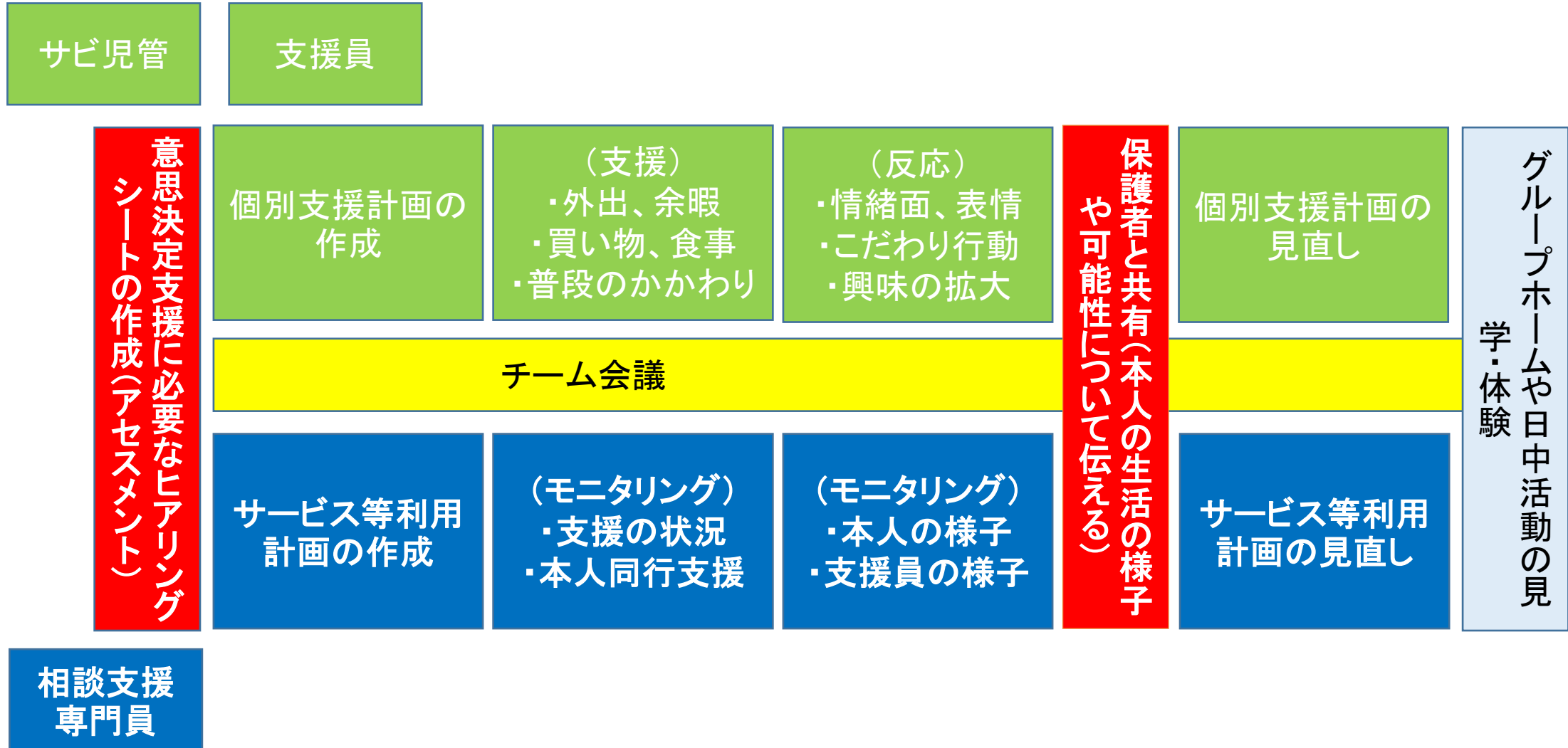
- 記載者は相談支援専門員。
- 園職員等本人の情報を持つチームメンバーが入力してもよいが、内容の確認、必要な情報収集、情報整理等は相談支援専門員がストレングスアセスメントの視点から行う。
- 担当者会議（検討会議含む）前に更新する。
- 追記ではなく、版を積み重ねて管理する。変更、追記箇所がわかるようバージョン管理を行う。
- エピソードが意思決定支援における重要な根拠となる。日々の記録を残し、エピソードの積み上げが必要。

意思決定支援の根拠となる記録の作成

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」P 8～9

- 意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。
- また、本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積し、本人の意思を読み取ったり推定したりする際に根拠を持って行うことが重要である。本人が意思決定することが難しい場合でも、「このときのエピソードには、障害者の意思を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定を支援する上で重要な参考資料になる。
- また、意思決定支援の内容と結果における判断の根拠やそれに基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の意思決定支援に役立つため、記録の方法や内容について検討することが有用である。

意思決定支援の展開



意思決定が反映された個別支援計画等の作成とサービスの提供

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」 P 8 一部改変

- 意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映した個別支援計画を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。
- 体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を個別支援計画の中に位置付けることも必要である。
- 例えば、長期間、施設や病院に入所・入院しており、施設や病院以外で生活したいと思っけていても、何らかの理由でそれをあきらめて選択に消極的になっていたり、施設や病院以外で生活する経験がなくて選ぶようがなかったりしている障害者に対し、必要に応じて地域移行支援の利用やグループホーム等の体験利用を通じて、実際の経験等を通じた意思決定支援を行うような場合が考えられる。

- 個別支援計画に沿った支援を実施し、その後の本人の様子や生活の変化について把握するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行うことが必要である。

⇒そのためには、評価を行うことができる
日々の記録や、6ヶ月に1回の評価だけでなく、日々の支援の中で評価を行うことが重要。

モニタリングと評価及び見直し

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」 P 8 一部改変

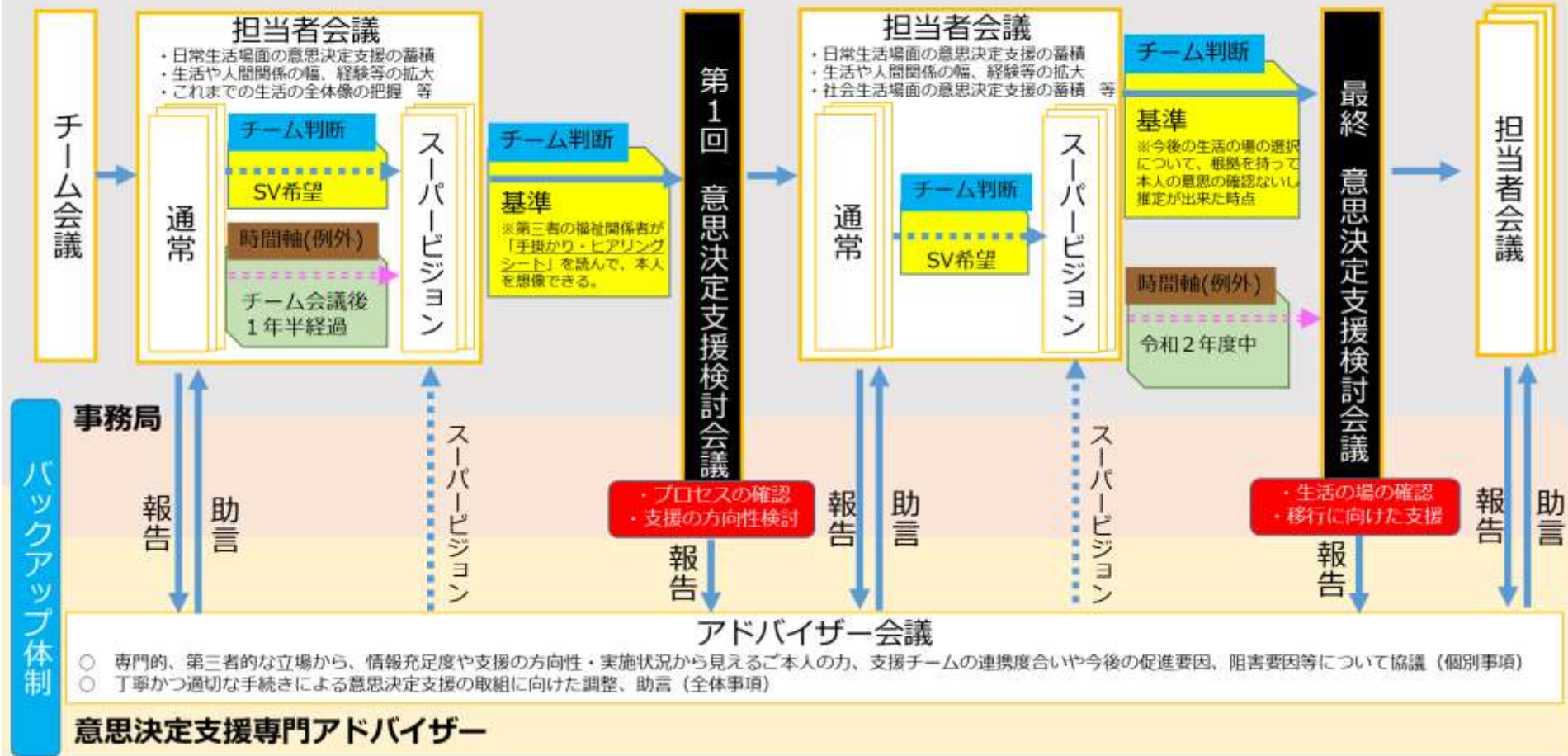
- 意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。
- モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映した個別支援計画に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行うことが必要である。
- それらのモニタリング及び評価の情報を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、見直しにつながる。
- 意思決定支援は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成されるいわゆるPDCAサイクルを繰り返すことによって、より丁寧に行うことができる。

アドバイザー会議

～今後の生活の場の選択場面における～

津久井やまゆり園利用者意思決定支援チームのプロセス及び判断基準とアドバイザー会議の位置づけ

意思決定支援チーム



意思決定支援の効果

- 最初は戸惑いながら買い物に出かけていたが、自ら要望するようになった利用者
- コンビニではいつも同じものを購入していたのが、支援員の勧めで買う内容が広がった利用者
- マクドナルドに行きたい、横浜ベイスターズの試合を見たい、ジャニーズのコンサートを見に行きたいなど、主張の範囲が広がっていった利用者
- 施設内で支援員に見守られ、優しく声かけられることで拘り行動が減少した利用者
- 個別支援は時として負担になることもあるが、それでも支援が楽しいと答える支援員
- 本人の生活の様子や可能性の話を支援員から聞き、とても喜ぶ保護者

話を聴くことの意味

生活がうまくいかない、落ち着かない・・・



病院



薬

相談支援



面接

どこに影響すると思えますか？

豊かさを感じる心を育む

- 苦しみや悲しみは簡単になくなるものではありません。しかし、相談支援専門員が話を聞いてくれる、自分のことのように悩んでくれている(考えてくれている)、と利用者が思えた時、苦しみや悲しみはなくなるわけではないけれど、自分のことを真剣に考えてくれる人が近くにいるから、「明日から頑張ってみよう」と思える力が生まれます。
- 目の前の利用者が発する言葉に耳を傾け、寄り添い、伴走しながら相談支援を行なうことで、信頼と安心の中で、豊かさを感じるゆとりが生まれてくるものかと思います。

Ⅲ 地域への展開

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

地域の諸問題と地域社会に対する関心の高まり

- 従来の行政サービスによるアプローチの限界を乗り越えるものであるという認識が広まりつつある
- 住民の自発的な支え合いが人々の生活を活性化していく（地域社会から支援の調達）
- 地域社会をめぐる状況は、地域社会における人々の連帯を強化していく手段を欠いたまま、それを利用する方法ばかりを考えている状況
- また、そこでの実践家の取り組みが見出されていないように思われる

地域的に支援が展開されるということ

- 地域的に展開される支援は、生活という観点から見て、利用者が慣れ親しんだ環境の中で、個々の嗜好に配慮された生活への支援が行える
- 生活の内容は利用者にとって多様であり、地域との関係や社会資源の活用、支援方法も多様といえる

地域支援における相談支援専門員の役割

利用者への支援を通して地域とのつながり(連帯)を高めていく
具体的な方法としては

①の個のニーズ→多職種連携→地域環境整備(支援)

②の個別ニーズへの支援と同時進行で地域環境への働きかけを行う

①現任レベル

日常生活

→福祉サービスの利用(生活の安定)

・多職種連携

→生活の豊かさ(地域資源の活用)

・地域資源の活用方法等検討・支援

→基幹相談支援センターと共有

・地域課題へ

②主任相談支援専門員

個別相談支援の集約

→地域課題への対応

地域の連帯

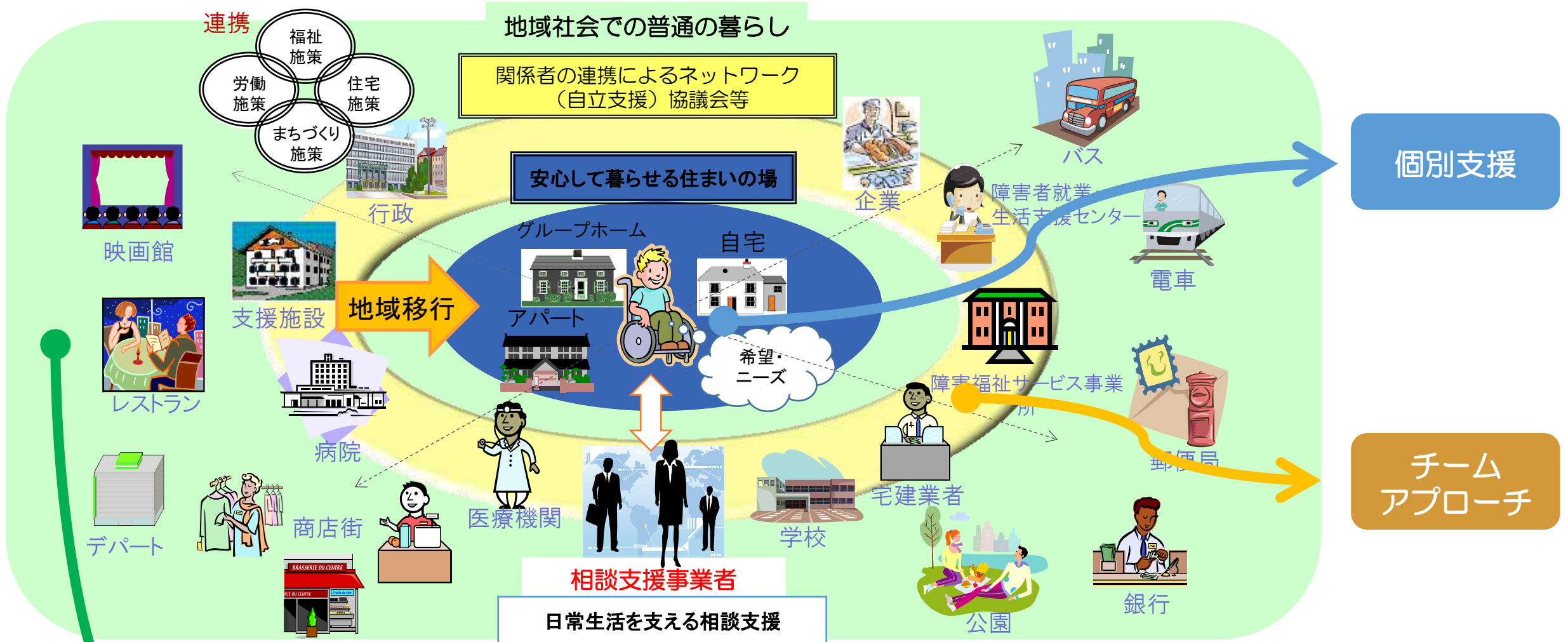
→地域環境への働きかけ(普及啓発等)

他制度との連携

→地域包括ケア・共生社会等

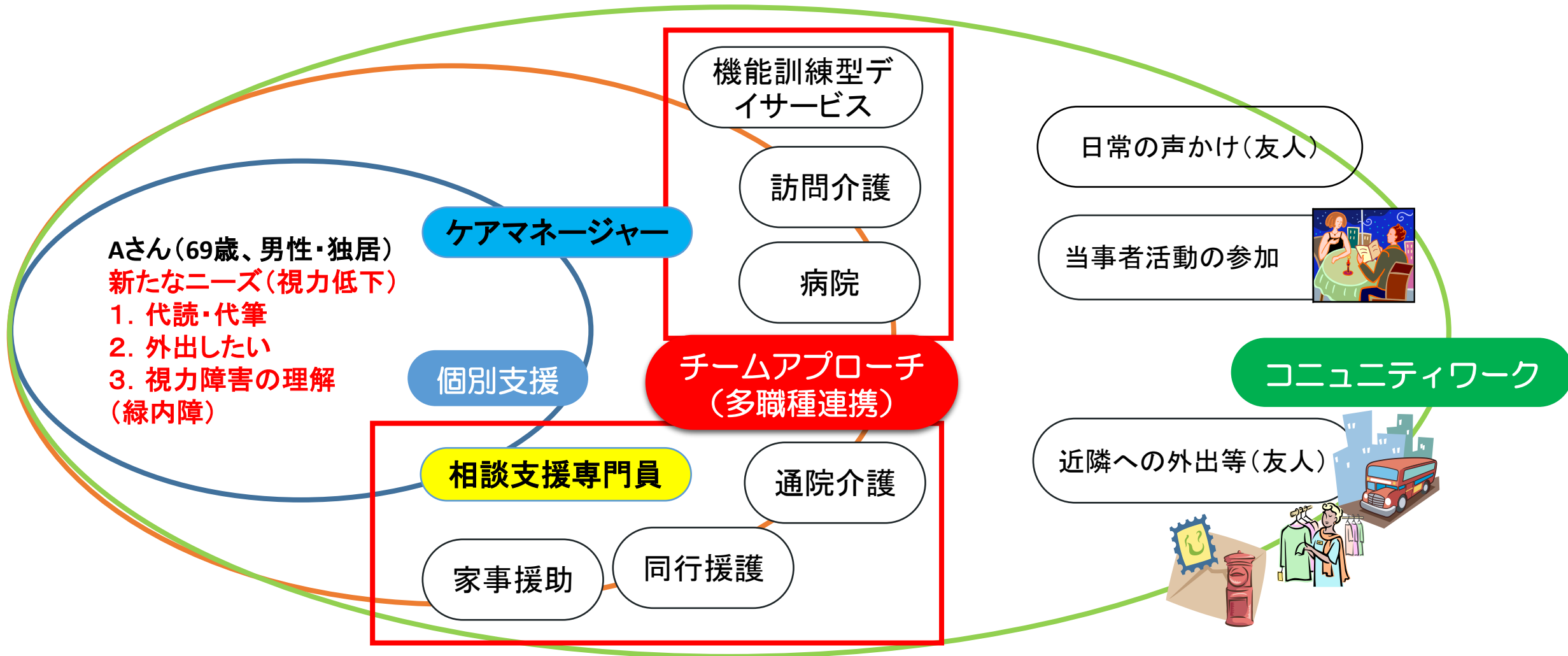
人材育成

利用者の生活を通して地域をつくる(関係をつくる)



《コミュニティワーク》
本人と各種環境との相互関係、相互作用をアセスメントし、本人のニーズを実現する為に必要な対人関係や環境づくりを、本人やチームと一緒に展開する支援

事例：介護保険サービスと障害福祉サービスの併給支援



大事なこと

事例1: タクシーの運転手

事例2: コンビニの店員

地域への普及啓発も大事。それ以上に利用者が地域で生活していることを知ってもらうこと。利用者の生活を通して地域との関係を築いていくことで地域とのかかわりは自然と増えていくものかと思います(福祉サービスの中では地域とのつながりはできません)。